

大阪市告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月9日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
藤田邸前通線	都島区網島町 23番地から 同区同	旧	8.00～ 11.42	m 96.07
	1番の1地まで (別紙参考図参照)	新	9.86～ 21.62	96.07

(建設局総務部管財課)